

みんなで岩見沢の応援を
市外の友人・知人に呼びかけよう!

ふるさと納税制度が始まりました

この制度は、ふるさとに「貢献したい・応援したい」という思いを寄附金というカタチで実現できる制度です。

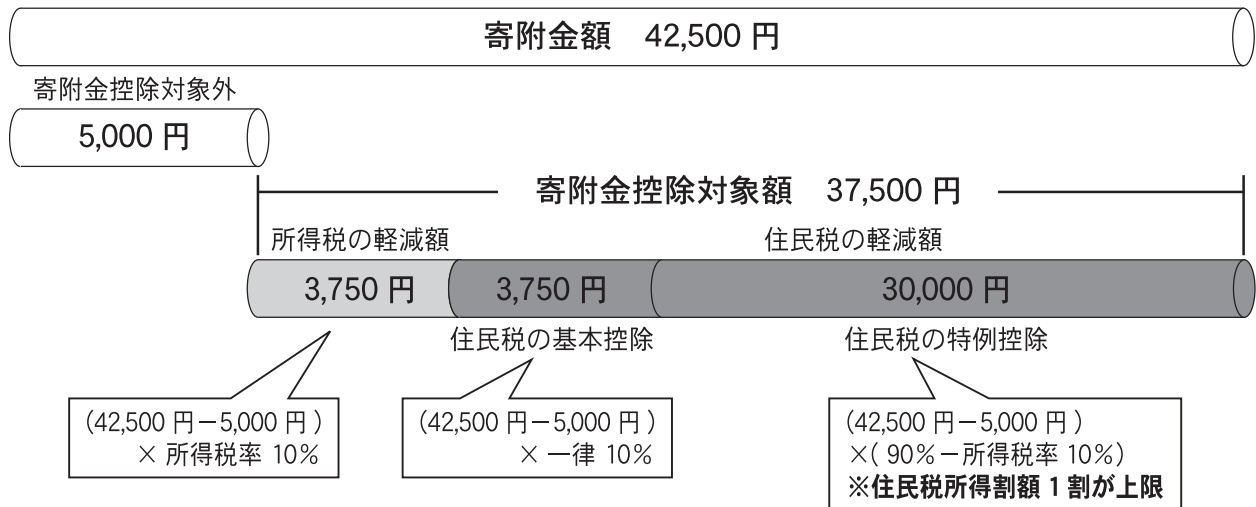
平成 20 年の地方税法の改正で、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しが行われ、個人の方が 5,000 円を超える寄附をした場合、一定の範囲内であれば、寄附金控除の対象外である 5,000 円を超える部分の寄附金について、所得税と住民税を合わせて全額控除できるようになりました。

現在住んでいる岩見沢市を含め、全国の地方公共団体への個人寄附金であれば、寄附金控除の対象になります。制度の詳細等はお問い合わせください。

ふるさと岩見沢への皆さんの応援と、市外に住んでいる友人・知人の方々への応援の呼びかけに、ご協力をお願いします。



寄附金控除の具体例 (所得税率 10% 住民税所得割 300,000 円の場合)



控除対象となる寄附金額は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて、総所得金額等の 30% が上限です。

問合せ先 市税務課市民税係

所得変動に係る申告をお忘れなく

平成 19 年中の所得に対し、所得税がかからなくなった方は、申告することにより、平成 19 年度分の住民税を減額する経過措置の対象となる場合があります。

申告書は、申告期間に窓口へ備え付けるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

申告する際の持ち物 印鑑

申告先 市税務課市民税係、北村・栗沢支所市民課

申告期間

7月 1日[Ⓜ]
～ 31日[Ⓜ]